

2014年1月31日

各位

会社名 株式会社東京個別指導学院  
 代表者の 代表取締役社長の 嶋 一成  
 役職・氏名  
 (コード番号 4745・東証第一部)  
 問合せ先責任者  
 取締役 舟 戸 彰 一  
 TEL 03-5547-3759

## 株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、2014年1月31日開催の取締役会において、下記のとおり株主優待制度の変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株主優待制度変更の目的

当社の株主優待制度は、当社の事業である個別指導学習塾における教育サービスを体験していただくことにより、当社の事業内容に関して、より一層の理解や共感を深めていただき、当社のファンになっていただくことを目的としております。

この度、上記目的をより一層推進するため、従来の優待制度に追加して、**本年4月1日から事業譲受により当社が運営予定である新規事業「Benesseサイエンス教室」及び「Benesse文章表現教室」における株主優待割引の適用**を実施いたします。

同制度変更後は、個別指導授業料か新規事業受講料のいずれかにおいて割引を適用させていただきます。この適用範囲拡大によって、更に中長期に渡り多くの株主様に当社株式を保有していただけるよう、投資魅力の向上に努めて参ります。

#### 2. 株主優待制度の変更内容

##### ① 現行株主優待制度

●優待内容：当社が運営する「東京個別指導学院」及び「関西個別指導学院」各教室における通常授業料の優待割引

●割当基準月：年2回（2月末基準：5月発行、8月31日基準：11月発行）

●優待券贈呈数：

株式数	優待額（年2回）		合計（1年間）
	5月発行（2月末基準）	11月発行（8月31日基準）	年間優待額
100株以上	1,000円		2,000円
300株以上	2,000円		4,000円
500株以上	3,000円		6,000円
700株以上	4,000円		8,000円
1,000株以上	6,000円		12,000円
1,500株以上	9,000円		18,000円
3,000株以上	15,000円		30,000円
9,000株以上	30,000円		60,000円
15,000株以上	45,000円		90,000円

##### 【個別指導授業料優待割引利用上の注意】

- 毎月20日までの到着分で、翌々月授業料（翌月末請求分）の割引が適用されます。
- 割引適用は通常授業料のみです。初回納入金、設備費、追加授業料、講習会費、テスト費、教材費等の割引には使用できません。
- 生徒さま1名につき、1か月9,000円分を上限とし、有効期限内の最大割引は45,000円分が限度です。
- 現金、金券との交換、つり銭の返金は行っておりません。
- 株主さまのご家族だけでなく、ご友人さま等も利用いただけます。

## ② 新株主優待制度

- 優待内容：1) 当社が運営する「東京個別指導学院」及び「関西個別指導学院」各教室における通常授業料の優待割引  
2) 当社が4月1日より運営する「Benesseサイエンス教室」及び「Benesse文章表現教室」各教室における受講料の優待割引
- 割当基準月：年2回（2月末基準：5月発行、8月末基準：11月発行）
- 優待券贈呈数：現行の優待割引券贈呈数に変更はありませんが、現行の個別指導授業料割引ルールに加え、新規事業株主受講費割引ルールを新設いたします。

株式数	優待額（年2回）		合計（1年間）
	5月発行（2月末基準）	11月発行（8月31日基準）	年間優待額
100株以上	1,000円		2,000円
300株以上	2,000円		4,000円
500株以上	3,000円		6,000円
700株以上	4,000円		8,000円
1,000株以上	6,000円		12,000円
1,500株以上	9,000円		18,000円
3,000株以上	15,000円		30,000円
9,000株以上	30,000円		60,000円
15,000株以上	45,000円		90,000円

### 個別指導授業料割引ルール

#### 【個別指導授業料優待割引利用上の注意】

- 毎月20日までの到着分で、翌々月授業料（翌月末請求分）の割引が適用されます。
- 割引適用は通常授業料のみです。初回納入金、設備費、追加授業料、講習会費、テスト費、教材費等の割引には使用できません。
- 生徒さま1名につき、1か月9,000円分を上限とし、有効期限内の最大割引は45,000円分が限度です。
- 現金、金券との交換、つり銭の返金はありません。
- 株主さまのご家族だけでなく、ご友人さま等も利用いただけます。

### 【新設】新規事業株主受講費割引ルール

#### 【新規事業受講費優待割引利用上の注意】

- 毎月20日までの到着分で、翌々月受講費（翌月末請求分）の割引が適用されます。
- 割引適用は受講費のみです。初回納入金等の割引には使用できません。**
- 生徒さま1名につき、1か月3,000円分を上限とし、有効期限内の最大割引は18,000円分が限度です。**
- 現金、金券との交換、つり銭の返金はありません。
- 株主さまのご家族だけでなく、ご友人さま等も利用いただけます。

## 3. 変更の時期

2014年2月28日現在の最終株主名簿に記載された株主様より実施いたします。

初回優待発送は、2014年5月末日頃を予定しております。各株主様宅に到着後、ご申請いただくことにより、上記ルールに沿った割引適用をさせていただきます。

以上